

ホームケアクリニック北斗星 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

患者様に対する居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービス（以下、サービスという）の提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当院が患者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

名称・法人種別 ホームケアクリニック北斗星

所在地 函館市美原1丁目19-6

代表者名 院長 浅川 朋廣

電話番号 0138-86-6822

FAX番号 0138-86-6823

知事から指定を受けているサービスの種類及び指定番号：0111419214

2. 事業の目的と運営方針

- ①. ホームケアクリニック北斗星が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の医師が、通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあつては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。
- ②. 指定居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
- ③. 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、看護師が、通院が困難な要支援者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ④. 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3. ご利用事業所の従業員数及び勤務の体制

(1) 管理者 1 名 (常勤兼務)

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1 名・看護師 1 名 (常勤兼務)

4. 営業時間

窓口責任者：浅川 朋廣

営業日：月曜日～金曜日 営業時間 9 時 00 分～17 時 00 分

注) 当院が定める休み、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) は除きます。

ご利用方法：電話 契約関連 0138-86-6822

事務関連 0138-86-6823

メール info@hc-hokutosei.com

5. 苦情申立窓口

保険者の各市町村保険課の窓口

6. 緊急時 (営業時間外) の対応方法

窓口責任者：一次担当 浅川 朋廣

ご利用時間：上記営業時間外

ご利用方法：電話 一次担当 浅川 朋廣

7. 利用料金

※介護報酬利用分・2024 年 4 月 1 日現在

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額 (介護報酬の告示上の額) によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合の利用料の額は、これらに利用者ごとの介護保険負担割合を乗じて得た額とします。また、これが改訂された場合には、これらも自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に新しい料金を書面でお知らせします。

※下記の単位数に 10 円を乗じた金額のうち、介護保険負担割合にもとづいた額が自己負担となります。

	単位数	
医師が行う居宅療養管理指導 (I) 医師が行う居宅療養管理指導 (II) (1 月に 2 回を限度) (II) …在宅時医学総合管理料または 特定施設入居時等医学総合管理料を算 定している場合	単一建物居住者が 1 人の場合	(I) 515 単位/回 (II) 299 単位/回
	単一建物居住者が 2 人以上 9 人以下の場合	(I) 487 単位/回 (II) 287 単位/回
	単一建物居住者が 10 人以上の場合	(I) 446 単位/回 (II) 260 単位/回

8. 診療費のお支払い

診療費のお支払いに関しては、口座振替又は振込と致します。原則として患者様、又は保証人様の指定する口座から振替とし、振替日に関しては診療月の翌々月 5 日前後と致します。また、振込でのお支払いの場合は、診療月の翌月末までに当法人の指定する口座に振り込むものとします。現金の場合、当月訪問診療費用分は翌月末日までに当院のスタッフが集金に参ります、支払の滞納は 3 回あった場合には、書面にて訪問診療打ち切りの通知をさせて頂き、通知到達後 1 か月以内に滞納診療費の全額のお支払いがないときには、診療を打ち切ります。また同時に、法的手続きを取る場合もございます。

9. その他

当事業所では、職員が身の危険を感じた際には理由のいかんに関わらず、最寄の警察に通報し、断固たる対応をいたします。